

第6回千葉県食品安全条例（仮称）検討作業部会（概要）

- 1 日 時 平成17年10月14日（金）午前10時から午後1時30分まで
- 2 場 所 県庁中庁舎 3階 第1会議室
- 3 出席者 伊藤委員（部会長）、萩原委員（副部会長）、大野委員、岡田委員、古明地委員、小山委員、魚住委員、佐藤委員、田中委員、辻委員、西分委員、丸山委員、山田委員
- 4 内 容
 - 1 開 会
 - 2 議 事
(1) 千葉県食品安全条例（仮称）検討作業部会報告書（案）について
 - 3 閉 会

5 会 議 要 旨

（伊藤部会長）

- ・ 第6回千葉県食品安全条例（仮称）検討作業部会を開催します。
- ・ 本日の進め方ですが、宿題になっていました「北海道の事例について」、それから法令のことをもっと理解するために、政策法務課から「法と条例の関係について」の説明をしていただいてから、本題の「報告書（案）」に進みたいと思います。

北海道の事例について

（事務局）

前回、部会委員から依頼のあった「北海道におけるGM作物の栽培事例について」を説明。

（伊藤部会長）

- ・ 今の説明に対して、何かご質問はありますか。
- ・ 無いようでしたら、先に進めさせていただきます。

法律と条例の関係について

（事務局）

法律と自治事務執行のための条例制定について、法律と条例の関係について説明。

（資料：遺伝子組換え問題に関する法的検討課題）

（伊藤部会長）

- ・ 今の説明に対して、何かご質問や確認したいことはありますか。

（魚住委員）

- ・ 間違いの無いようにいくつか確認させていただきます。
- ・ 第一は、説明にあった北海道の条例というのは、今私たちが検討している食品安全条例（仮

称)とは、別の条例だということ。

- ・ 第二は、前回いろいろ議論があった法律と条例の関係について、法律があるから条例は つくれないという訳ではないこと。この2点です。

意見募集の結果について

(伊藤部会長)

- ・ 第5回までの部会での検討内容について、意見募集を行いましたので、その結果を説明していただきます。

(事務局)

- ・ 全体で119件の意見をいただき、そのうち遺伝子組換えに関しては、116件、知事への申出制度は112件、その他や情報公開や表示、輸入牛肉等に関しては5件ありました。
- ・ 遺伝子組換えに関しては、遺伝子組換え食品の安全性や遺伝子組換え作物の交雑や混入に強い不安感をもっているため、千葉の食と農の安全・安心を確保するためにも必要であるとの意見でした。
- ・ 情報公開だけでなく、遺伝子組換えに関しては、新しく項目を設定し、遺伝子組換え作物と他の作物との交雑や混入を防止するための必要な措置をして欲しい。
- ・ 施策に関する提案の提案先を明確にするために、知事への申出制度という文言を入れて欲しい。
- ・ などの意見がありました。 (資料：意見のまとめ)

(伊藤部会長)

- ・ 今の説明に対して、何かご質問はありますか。
- ・ 無いようでしたら、先に進めさせていただきます。

遺伝子組換えに関する報告書への記載について

(伊藤部会長)

- ・ 前は、時間の関係もあり、遺伝子組換えについての議論が終結していませんでした。
- ・ 今回は最終回の予定であり、私自身の意見は変わらないのですが、遺伝子組換えについて、意見募集でも非常にたくさんの意見をいただきましたので、事務局に報告書の中に入れるという前提で、検討するようにお願いしました。
- ・ 今日は、その(案)をご用意いただきましたか。

(魚住委員)

- ・ 私も用意したのですが、私の提案した(案)もありますか。

(伊藤部会長)

- ・ 今、一緒に配付します。
- ・ 2枚ありますが、今朝、魚住委員もご用意されたということで、1枚は魚住委員からの(案)で、もう1枚は、私が事務局にお願いして作成してもらった(案)ということで考えてくださ

い。

- ・ では、先に魚住委員からご説明していただきましょうか。

(魚住委員)

- ・ これまでの議論を踏まえた、たたき台として用意しましたので、皆さんで議論していただいて、たたいていただければと思います。
- ・ 前提としては、書いてあるとおりですが、前回の部会でも何らかの対応をすべきであるとの意見が数多くでました。
- ・ このような状況の中で、遺伝子組換えについて部会の報告書の中に特別な言及をしないということは、タウンミーティングや意見募集を行った意義から考えても、説得性に欠けると考えました。
- ・ このような、これまでの議論を前提として、次のような提案をします。
- ・ 部会報告書に6という新たな項目を設けて、「遺伝子組換えについて」という項目を設定するという事です。
- ・ 内容は、「県は遺伝子組換えについて、必要な措置を講じなければならない。」という言葉を入れる。
- ・ その根拠は、まず(1つ目) 報告書 案 の7ページに「基本的な考え方や施策の方向性を示した条例を制定することが必要と考えます」と書かれています。
- ・ 9ページには、「条例は、食品の安全・安心について将来的な方向性と展望を示す必要があります。」と書かれています。このような事を踏まえ、県は、遺伝子組換えについて、必要な措置を講じなければならない。」と方向性を記載することは、整合的である。
- ・ それから(2つ目) タウンミーティングや意見募集でも遺伝子組み換えについては、多くの意見が出されていて、7ページに「条例の内容は、出来るだけ多くの県民の声を取り入れながら、・・・」と記載されていますので、このような意見をキチンと取り込むことは、必要であろうと考えられます。
- ・ 3つ目は、作業部会の意見で、添付資料の13ページから16ページ、19ページから20ページなどに、皆様の御意見が書かれています。
- ・ このようなことを踏まえて、新たな項目を設けて、「県は遺伝子組換えについて、必要な措置を講じなければならない。」と書きこむことが1つの手ではないか。
- ・ 報告書の全体的なバランスから考えて、この方法が良いのではないかと考えました。
- ・ そこで、内容だけではわかりませんので、いくつかこれまでの皆さんの意見をまとめておきましたので、皆さんの意見を改めて聞きながら、一緒に考えて行きたいと思います。
- ・ まず(1つ目)「必要な措置については、この作業部会とは別の場を設けて検討を行い、出来るだけ早く知事の方針を明らかにする」ということ。
- ・ こうすると、必要な措置をやらなければならないので、書き込んではどうか。
- ・ それから(2つ目) 検討するにあたっては、千葉県の実情を踏まえて、北海道と同じような別目的条例をつくるか、あるいは、上乘せ・横だしの条例をつくるか、あるいは、ガイドライン(行政指導)という形で必要な措置を考えるか。という事を次に申し送りする。
- ・ 3つ目は、リスクコミュニケーションに含まれていますが、「遺伝子組換えについては、リス

クコミュニケーション等を正確な情報を提供しなければならない」という事を書き込む。

- ・ 4つ目は、食品等の監視についても若干意見があったように思います。
- ・ 5つ目は、先程、部会長からお話がありましたように、このような少数意見もあったことを書き込む。
- ・ このように、項目と内容と意見という形で、報告書の中に書き込んではいかがでしょうか。
- ・ 皆さんのこれまでの意見を踏まえた上で提案させて頂きましたが、ここでいろいろ意見をぶつけてもらって、文面をまとめていってとは思っています。
- ・ もう1つ、これと重なりますが、部会長は今日が最後だと言われましたが、やはりこれをキチンと議論したうえで、修正した文面を皆で確認しないと、せっかくこれまで丁寧にやってきても、最後に手抜かりがあるということになってしまいかねないので、その点をご配慮いただきたいと思います。

(伊藤部会長)

- ・ 日程の上で、今日を最後にしないと、なかなか難しいのではないかと感じますが、また後ほどの議題にしましょう。
- ・ もう1枚の(案)は、報告書や意見募集の意見を踏まえて、報告書の中に何らかの形で加えなければいけないと、部会長としても考え、事務局にお願いしたものです。
- ・ 報告書の6に(案)のような内容を加えるようにしたいと考えました。

(事務局)

(案)の内容を読み上げる。

(伊藤部会長)

- ・ この(案)を入れるという事で、削除したい部分や挿入したい部分はあるでしょうか。

(西分委員)

- ・ 2つ目のポツで「・他の作物との交雑や混入について」となっていますが、「交雑や混入による問題を未然に防ぐ」ということに関して必要な措置を講じなければいけないと思いますので、そのところは、入れたほうが良いと思います。
- ・ (表現を部会長に再度確認され)「交雑や混入によって起こる問題を防止するために必要な措置を講ずる」という事です。

(伊藤部会長)

- ・ 交雑・混入そのものを防ぐということですか。
- ・ 交雑や混入によって起こる問題を防ぐということですか。
- ・ 皆さんにご意見をいただいて、なるべく誰にでもわかるような表現にしたいと思います。
- ・ あまり長くなく、簡潔な表現が良いのではないのでしょうか。

(西分委員)

- ・ 起ってからではなく、未然に防ぐと言う事が必要だと思います。
- ・ これ(現在の案)で読み取れば良いのですが、未然に防ぐと言う事が必要だと思います。

(魚住委員)

- ・ ここは、このままにして、次に、「未然に防ぐようなことについても配慮する」とか、細々と中に入れるとわからなくなってしまうので、1個独立して設けたらどうでしょうか。
- ・ それについては、報告書の9ページに「予防原則の考え方を取り入れる必要がある。」とありますので、整合性がとれると思います。

(伊藤部会長)

- ・ 部会長としては、丸を増やさないで、この表現をうまく変えられないかなと思いますが、どうでしょうか。

(山田委員)

- ・ 北海道の条例では、「交雑や混入の防止に関し必要な措置を講ずる」となっています。
- ・ 未然防止の未然をどうするのかわかりませんが、防止という言葉を入れれば良いのではないのでしょうか。

(伊藤部会長)

- ・ 未然ではない、防止はあるのでしょうか。
- ・ 今、新しい(関連はありますが)提案がありました。「交雑や混入の防止に関し必要な措置を講ずる」という具体的な提案をいただきましたが、いかがでしょうか。

(岡田委員)

- ・ 前回、情報提供について、個人的な発言をしましたが、重大な問題ですので、JAグループとして理事会に諮りました。
- ・ やはり、消費者の不安感が大変多いことや全国第2位の農業県であることを考慮し、今日、前回の決定以上の提案を事務局からいただきましたことには、敬意を表します。
- ・ 当理事会の決定は、山田委員が発言されたような「交雑や混入防止対策を講ずること」という防止を前面にだした内容で、組織の決定をしております。
- ・ 前回は、個人的な意見を申し上げましたが、今回は組織決定を踏まえた意見発表をさせていただきます。

(伊藤部会長)

- ・ 私なりに考えると、必要な措置のほう範囲が広いのではないのでしょうか。

(岡田委員)

- ・ 防止が大事だと思います。起きてしまうと、どの程度信頼を回復できるのかわかりませんの

で、未然防止に力を入れることが必要だと思います。

- ・ 千葉県の安全・安心農産物を守りとおしていく観点からも必要かと思います。

(伊藤部会長)

- ・ では、いままでの意見をまとめて、「交雑や混入の防止に関し必要な措置を講ずること」という表現でよろしいでしょうか。
- ・ もっと他の御意見がありますか。

(魚住委員)

- ・ 私の意見としては、「交雑や混入の防止等に関し・・・」ともう少し広くしたらどうでしょうか。

(伊藤部会長)

- ・ 他にどういう事が考えられますか。
- ・ 将来的に何が起こるかわからないから、「等」を入れるというのは、広すぎるのではないのでしょうか。

(魚住委員)

- ・ 施策の幅を確保しておくことは必要でしょう。
- ・ 「交雑や混入の防止等に関し・・・」と記載したほうが良いと思います。

(伊藤部会長)

- ・ 私が、勘違いしていました。「交雑や混入等」だと思っていました。
- ・ 「防止等」というと、防止を幅広にということ、どんなことが考えられるのでしょうか。
- ・ 入れるということによろしいでしょうか。
- ・ 他には、何かありますか。
- ・ では、次に報告書全体の・・・

(魚住委員)

- ・ ちょっと、待ってください。私の提案したものは、一体どうなるのでしょうか。
- ・ 私の提案したものをどのように入れ込むのか、入れ込まないのか、検討していただきたい。

(事務局)

- ・ 魚住委員からも事務局案とは別の案が提出されました。
- ・ 事務局案については、議論がされましたが、魚住委員からも御意見がでていますので、この中に魚住委員からのご意見を反映させるとか、もう少し付け加えるとか、ご議論願います。

(伊藤部会長)

- ・ 魚住委員からのご意見も一緒にお図りしたつもりでしたが、特にご発言が無かったので、事

事務局案で進めさせていただきましたが、少し早く進みすぎたようなので、もう 1 度魚住委員の提案を検討したいと思います。

- ・ 魚住委員の説明にありましたように、前提はよろしいかと思えます。
- ・ 内容について、事務局案の表題は、「遺伝子組換え食品等」となっていますが、魚住委員の案の「遺伝子組換えについて」がよろしいでしょうか。
- ・ 事務局案の「遺伝子組換え食品等」は作物も含むので、等となっているのですか。
- ・ 魚住委員の案は「遺伝子組換えについて」と遺伝子組換えという行為についてでしょうか。
- ・ 例えば 2 つをあわせて、「遺伝子組換え食品等について」という方法もあると思えます。

(西分委員)

- ・ 今までの報告書の中でも作業部会での意見として、「次のようなことを盛り込むべきと考えます」という表現で進めてきています。
- ・ 事務局から提案のありました言葉に加えて、魚住委員の意見の 1 番目の「必要な措置については、本作業部会とは別の場を設けて検討を行い、できるだけ早く知事の方針を明らかにする」と 2 番目の「必要な措置を検討するにあたっては、千葉県の実情を踏まえ、(1)北海道と同様の条例、(2)北海道と異なる内容の条例(上乘せ、横だし)、(3)ガイドライン・行政指導、等々を比較する。」を検討部会の意見として、加筆したら良いと思えます。

(田中会員)

- ・ 表題については、魚住委員の意見のように「・・・について」と入れたほうが、良いと思えます。

(萩原委員)

- ・ 「・・・について」とつける必要は無いと思えます。
- ・ ここにつけるのであれば、他にも全部つけなければバランスが悪いと思えます。

(西分委員)

- ・ 作物という言葉を入れないと誤解されないでしょうか。
- ・ 食品等と等は付いていますが、等なので作物も含まれると思いますが、
- ・ 「遺伝子組換え作物・食品」のほうが良いと思えます。

(萩原副部長)

- ・ 人間が口に入れて、食べるのが 1 番心配なのであって、食料を食べるのが心配なので、食品等でかまわないと思えます。等もはいつているので、作物も含まれますし、わかりやすいのではないのでしょうか。
- ・ 作物というと、農業の問題に関わってしまいますので、食品についての安全・安心ということで、「食品等」が良いのではないのでしょうか。

(魚住委員)

- ・ 生産者の方々は、いかがでしょうか。

(岡田委員)

- ・ 私どもの組織での検討では、やはり生産者団体ですので、当然、西分委員の発言のように「遺伝子組換え作物」という言葉を入れていただきたい。
- ・ ただ、「遺伝子組換え作物・食品等」であれば作物と食品以外も入りますが、食品安全条例という大題ですので、作物をいれれば、「等」は必要ないかと思います。

(辻委員)

- ・ 私も「遺伝子組換え作物・食品」が良いと思います。
- ・ 食品というと、豆腐とか直接食卓に出てくる食べ物を連想して、作物というと交雑とかの意味合いのものを連想しますので、千葉県も農業の安心を売っていかなければいけないので、両方入れた方が良いと思います。

(伊藤部会長)

- ・ これは、食品の安全条例なので、作物が前面にでるのは、どうでしょうか。

(岡田委員)

- ・ 千葉県食品安全条例は、まだ仮称ですが、これを作物として活かすのであれば、前回の作業部会でも話題になったように「千葉県食の安全条例」という形で、範囲を増やせば、名称と一致すると思います。

(伊藤部会長)

- ・ 名称については、また後で報告書の中で確認することとして、タイトルをどうしましょうか。

(山田委員)

- ・ 私は、作物を入れたほうが良いと思います。
- ・ 先ほどの食品か食なのかも、後ほどの名称のところでも論議していただいたほうが良いと思います。

(萩原副部会長)

- ・ 皆さんがそのようなご意見であれば、それで良いと思いますが、「等」はつけておいたほうが良いでしょう。
- ・ 作物と食品の2つだけで全て網羅できるかどうかわからないので、「等」はつけておいたほうが良いでしょう。

(伊藤部会長)

- ・ 表題は、「遺伝子組換え作物・食品等」でどうでしょうか。

- ・ それは困るとの御意見が無ければ、次に進みたいと思います。
- ・ 次に黒丸に追加する文章についてですが、

(丸山委員)

- ・ 魚住委員の意見の取扱いについては、事務局案の「なお、・・・意見もありました。」の後に魚住委員の意見の1番目の「必要な措置については、本作業部会とは別の場を設けて検討を行い、出来るだけ早く知事の方針を明らかにして欲しいという意見がありました。」と付け加えることでまとめたら良いと思います。
- ・ 2番目については、別の場で検討を行うことなので、この場で検討の方向まで踏み込んで意見として述べるのは、全体のバランスから見ても適当ではないと思いますので、事務局案の最後に、魚住委員の意見の1番目を付記するのが、良いと思います。

(古明地委員)

- ・ 1番目で良いと思います。
- ・ 2番目の部分は、1番目でうたわれているので、1番目で良いと思います。

(魚住委員)

- ・ ここに意見と書いてありますが、これは私の意見ではなく、議事録とか今までの皆様方の議論を聞いていて、たぶん皆様方がこのようなことを言っているだろうということで書いたもので、単なる私だけの意見ではないということだけは、ご了承いただきたい。

(伊藤部会長)

- ・ お聞きのとおりです。
- ・ 今、丸山委員と古明地委員からは、1番目だけで良いとの御意見がありました。
- ・ では、事務局案の最後に、魚住委員の意見の1番目を語尾を変えることで報告書の中に入れるということによろしいでしょうか。

(魚住委員)

- ・ これは、そんな生ぬるい書き方で良いのでしょうか。今までの皆様のご議論を見ていると、こんな意見がありましたとかこんな書き方で良いのか、と思います。
- ・ マルポチのところに入れたほうが良いのではないかと。
- ・ 皆さんのほとんどは、何かする必要があると思っているわけですので、それで良いのでしょうか、そんな風に一番最後に入れて良いのかが、少し気になります。

(伊藤部会長)

- ・ 盛り込むべきということで、黒丸にしたほうが良いとのご意見でした。

(魚住委員)

- ・ 盛り込むべきということであれば、丸山委員が発言したような形でも良いと思いますが、実

効性を担保したいとか、次につなげたいとか、次の会にキチンにつながれば良いと思います。

- ・ そこが、気になりました。
- ・ 丸山委員のおっしゃったような形で大丈夫であろうという事であれば、それで結構です。

(岡田委員)

- ・ 私も、丸山委員の意見に賛成です。
- ・ ここでは、「必要な措置を講ずること。」と明記されていますので、それに対して県行政としては、「必要な措置」の内容まで言及しなくても、当然やってくれるだろうと思いますので、黒丸ではなく、意見として入れれば良いと思います。

(大野委員)

- ・ 私は、マルポチ2つを是非いれていただきたいという立場です。
- ・ 魚住委員のご意見に賛成です。
- ・ 「必要な措置」という文言が入れば、当然次に、実効性のある規制につながっていかないと
ならないわけです。
- ・ このところを入れておいていただいて、その後、これは部会の報告として、協議会に送る
ものですので、協議会の委員さんにわかりやすいものという事で、ぜひ入れていただきたい
と思います。

(小山委員)

- ・ 私も入れることに賛成です。
- ・ 意見としてせつかくでていますし、「別の場を設けて検討を行い」のより具体的な事になると
思いますので、やはり入れたほうが良いと思います。
- ・ いままでたくさん出された意見の具体的な事として、触れたほうが良いと思います。

(佐藤委員)

- ・ 報告書なので、入れたほうが良いと思います。

(萩原副部長)

- ・ 確かに「必要な措置」とは、何かということはあると思いますが、別の場で専門家を交えての話だ
と思います。
- ・ 組織の設置の中の「食品の安全・安心に係る検討の場」との整合性はどうなりますか。この
検討の場でも足りると思うのですが、いかがでしょうか。
- ・ あえて、遺伝組換え問題だけで別の場を設置するというのは、どうなのでしょう。

(事務局)

- ・ 組織設置については、生産者から消費まで様々な関係者の意見や情報交換の場である現在の
千葉県食品安全協議会のようなものを想定しています。
- ・ 今議論されています「別の場」は、作物のこと、交雑や混入に関することですので、この条

例で設置される組織とは別であるべきではないかと思われます。

(伊藤部会長)

- ・ では、黒丸に入れたほうが、なお書きより実効性が図れるのではないかということで、3番目と4番目の黒丸になるということですか。
- ・ 現実的には、2つ目の黒丸があれば、3番目、4番目と進んでいくと思われませんが、行政の不信とかもっと確実を期すという点から、条例の中に盛り込むべき事項として記載することでよろしいでしょうか。

(魚住委員)

- ・ 条例の中には、このような細かいことは書き込めませんので、記載方法を考えたほうが良いと思います。
- ・ 条例に別の場を設けて検討するとか、具体的には、書き込みにくいと思いますので、そのような意味では丸山委員の発言は理解できます。
- ・ ただ、入れるのであれば、どのように入れるのか考えなければならないと思います。

(伊藤部会長)

- ・ 「なお」の下に、あるいは先でも良いかもしれませんが、「なお」が2つでも良いかもしれません。
- ・ そのような解決策で、いかがでしょうか。

(魚住委員)

- ・ では、次回それを確認することになるのですか。

(伊藤部会長)

- ・ もうここで、決めることになります。

(魚住委員)

- ・ 文面はどうなるのですか。

(伊藤部会長)

- ・ 先程の丸山委員の発言のように、「・・・知事の方針を明らかにして欲しいという意見がありました」と記載します。
- ・ 「なお、」の後に意見が2つで1点目は、「・・・知事の方針を明らかにして欲しいという意見がありました」、2点目は、「・・・規制する必要がないとの意見もありました。」と記載します。

(魚住委員)

- ・ 私の提案した2つ目の意見は、削除するという事ですか。

- ・ 報告書には、書き込まないということでしょうか。

(伊藤部会長)

- ・ 先程、丸山委員はこの様なことも念頭にいれて、発言したと思います。

(魚住委員)

- ・ では、2つ目の意見を入れて欲しいという他の方の意見は、どうなるのでしょうか。

(小山委員)

- ・ 意見として、魚住委員の2つ目の意見も入るのではないのでしょうか。

(伊藤部会長)

- ・ 魚住委員の2つ目の意見は、1つ目の意見に含まれるのではないかという丸山委員の意見がありました。

(小山委員)

- ・ でも、2つ入れてくださいという意見もありました。
- ・ 私は、入れてくださいという意見です。

(伊藤部会長)

- ・ これは、事務的な手続きで、1つ目で「別の場」で検討すれば、必ずしなければならないことになります。

(事務局)

- ・ 事務局としましては、委員の方々が2つの意見を入れたいということであれば、別にかまいません。

(伊藤部会長)

- ・ 実際に作業される事務局からのご発言でしたので、「なお」の後に今の2つの意見を魚住委員の意見をそのままの表現で、その後に最初からある1つの意見を入れるということになります。

(魚住委員)

- ・ 3番目もマルポチですか。

(伊藤部会長)

- ・ 魚住委員の3番目の意見を入れるという意見は出ていません。

(山田委員)

- ・ 魚住委員の文章の書き方だと思いますが、「なお」の後を文章にしないで、マルポチを3つにすると、わかりやすいのでそのようにまとめるのか、文章にするのかというご提案かと思います。

(大野委員)

- ・ よくわかったような、わからないような感じで、ちょっと理解が違っているかもしれませんが、事務局案の黒丸2つは、条例に盛り込むべきという事で、そのままにする。
- ・ その下の3つのポチが並ぶということですか。
- ・ それでしたら、3つの意見は同じように並ぶのでしょうか。
- ・ 事務局案の「なお」の部分は、大変少数意見であるということが抜けていると思います。
- ・ 魚住委員ご提案の2つの意見は、少数意見としてだされた訳ではなく、この場で合意が取れた内容として書き込まれるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

- ・ 今までの皆様の意見をお聞きし、整理しますと、大多数の方のご意見としてマルポチ1と2は1つの文章になると思いますので、1つの例として「必要な措置」については、千葉県の実情を踏まえた別途(個別)の条例や行政指導のためのガイドラインの策定の必要性等について、本作業部会とは「別の場」を設けて検討を行い、知事はできるだけ早く方針を明らかにすべきと考えます。」と、既に記載してある事項について盛り込むべきと考え、更にこのようにも考えているというような必要性を「なお」の前に記載してはどうでしょうか。

(伊藤部会長)

- ・ 発案者である魚住委員としては、今のような記載で良いでしょうか。

(魚住委員)

- ・ 意見といっても、私の意見ではなく、いろんなものを聞いて書いたものですので。

(伊藤部会長)

- ・ 私は、魚住委員の意見を伺っています。

(魚住委員)

- ・ それでしたら、結構です。

(伊藤部会長)

- ・ ありがとうございます。
- ・ それでは、それを文書化してもらい、原案のなお書きは、その下にする。
- ・ また、大野委員からこれも多数意見と誤解されてはいけないという御意見がありましたので、

「少数意見もありました。」と少数という言葉を入れる。

- ・ 魚住委員のご提案については、もっと議論するところがありますか。
- ・ 無ければ、次に進ませていただきます。

報告書（案）全体について

（事務局）

第5回検討作業部会の検討結果を踏まえて、修正・加筆した箇所について説明。（P1からP9）

（資料：部会報告書（案））

（伊藤部会長）

- ・ ちょっと待ってください。この8ページの条例の名称と定義について、先ほど山田委員からご意見がありました。直したほうが良いところがありますか。

（山田委員）

- ・ 今は、全般的な説明をしているのでは、ないのですか。
- ・ 8ページまでのところで御意見があればという事であれば、申し上げますし、事務局の方が全部説明してから論議していくということであれば、それでもかまいません。

（伊藤部会長）

- ・ それでは、9ページからは、特に大事なこととなりますので、1～8ページまではいかがでしょう。

（事務局）

- ・ この説明は、前回の御意見を踏まえた修正部分になります。

（伊藤部会長）

- ・ それで結構です。
- ・ 山田委員が問題意識をお持ちだと思われましたので、

（山田委員）

- ・ ありがとうございます。
- ・ 今、ご発言があったように全部説明されてからで、結構です。

（伊藤部会長）

- ・ 全部、説明するということですか。
- ・ 修正した部分だけです。わかりました。

(事務局)

第5回検討作業部会の検討結果を踏まえて、修正・加筆した箇所について説明。(P9からP13)
(資料：部会報告書(案))

(伊藤部会長)

- ・ 全体について、いかがでしょうか。

(魚住委員)

- ・ 5ページの製造・加工から消費に至る段階の最後の部分ですが、「食品営業者等による自主的な衛生管理体制の推進や消費者への情報提供などにより、食品の安全性の確保が行われています。」とありますが、これは事実が書かれる訳ですので、「食品の安全性の確保」が行われていれば、条例はいらぬということなので、「情報提供などが行われています。」と一部を削除してはどうか。
- ・ また、それに関連して、(3)食の安全・安心確保のためのリスクコミュニケーションの最後に「千葉県食品安全協議会を設置し、情報や意見の交換により相互理解が図られています。」とありますが、「設置しています。」としたほうが良いのかなと思います。
- ・ 細かいことですが、あまり文面に評価を入れるのはどうかと思いますので、申し上げました。

(事務局)

- ・ そのように修正いたします。

(萩原副部会長)

- ・ この条例自体は、それぞれの当事者が食品の安全・安心をどうするかという役割を中心に書かれています。唯一8ページに「消費者の権利」という言葉がでてきて、「条例の検討作業の中で消費者の権利について記載することを検討していただきたい。」とあります。
- ・ 消費者の立場とすれば、様々な情報を提供して欲しいということ、消費者の権利として捉えるのですが、聞くところによると「消費者の権利とは何か」も再定義されるような話も聞いていますが、その辺のところはどうなのでしょう。

(事務局)

- ・ ただいまの件に関しまして、消費者に関する法律の改正を受けまして、現在、千葉県におきましては、条例の改正の検討を開始しています。
- ・ 消費者の権利につきましては、別の条例の中で議論されるものと考えています。

(丸山委員)

- ・ この件については、何回か発言していますので、再度意見を述べさせていただきます。
- ・ 昨年、消費者基本法が成立し、その中で消費者の権利として「知る権利」あるいは「安全が保障される権利」などが、国の法律としても明確に定義されたという事実があります。
- ・ 今、説明があったようにそれを受けて千葉県が、消費者保護条例を改正されるということで

すが、千葉県保護条例は、以前から消費者の権利については、昭和 64 年の改定だと思いが、既に入っているということで、全国的にも評価されている内容だと聞いていますし、理解しています。

- ・ 私が申し上げた消費者の権利は、例えば他県の条例にあるように「消費者の権利に鑑み」とか「消費者の権利を尊重して」とかいうように、言葉として入れていただきたいということで、そう深く条例の中で位置づけていただきたいということでは、ありません。
- ・ 食品の安全、消費者の安全は、私の認識の範囲ですが、世界の日本の流れの中で、消費者・国民・県民は基本的に「正確な情報を知る権利」あるいは「安全が保障される権利」を持っている。
- ・ その権利を守る立場で、県行政や生産者・製造者の皆さんがそれぞれの責務を考えていただくという発想が必要ではないかという意味です。
- ・ 消費者の権利と言っていますが、県行政や生産者・製造者の皆さんも消費者である訳ですので、県行政や生産者・製造者と区別する意味で言っているわけではなく、全県民の立場に立って条例が考えられなければいけないという趣旨ですので、ご理解いただきたいと思います。

(伊藤部会長)

- ・ 萩原副部会長の発言に事務局から答えていただいて、今、丸山委員からご発言がありました。報告書としては、少し書き加えたほうがよろしいでしょうか。

(萩原副部会長)

- ・ この中をずっと見ていると、消費者の権利という言葉が、唯一ここだけなので、特出されるのであれば、どのように書かれるのか。
- ・ また、消費者の権利について、1 から見直すとの事ですので、この作業とその作業(千葉方式とかで、白紙の状態から作ると聞いたので)がうまくマッチングするのでしょうか。
- ・ この条例をつくるのに、仮に盛り込むとして間に合うのか。

(事務局)

- ・ 消費者保護条例の担当課ではありませんので、詳しいことはわかりませんが、消費者保護条例の改正につきましても、今回のように委員を募集して議論されると聞いています。
- ・ 従いまして、消費者保護条例の改正の時期、議会への提案の時期につきましては、今の段階では、明言は控えさせていただきたいと思います。
- ・ この「条例の必要性・方向性」の文章について何か加えた方がよいとかの意見はありますか。

(萩原副部会長)

- ・ 文章はこのままでも良いと思います。
- ・ 健康の保護のために、安全な食品を購入する権利、あるいは購入するための正確な情報提供を受ける消費者の権利があるのだということを、根拠として記載することは良いのですが、実際に作業が間に合うのかどうかということです。

(伊藤部会長)

- ・ タイムスケジュールからすると、(消費者保護条例の改正と)どちらが先になるのか、同時が一番望ましいかもしれませんが、こちら(食品安全条例)が先になったとしても、「条例の必要性・方向性」が、条例の前文に盛り込まれると理解していますが、にあるような表現が記載されるという理解でよろしいか。
- ・ われわれ部会としても、条例は必要であり、その方向性はここに記載されています。

(事務局)

- ・ この部分は、条例の基本的な考え方ですので、仮に前文があるのであれば、そのような内容が組み込まれるかと思います。
- ・ 消費者の権利については、消費者保護条例との整合性を図って、検討されるべきであるという事を前回も説明していると思います。
- ・ 消費者の権利は重要ですので、消費者の権利も考え方も含んだ消費者の視点を書いておりますが、権利そのものは、書かれていません。
- ・ 他の条例との整合性を図りながら、検討しているということです。

(伊藤部会長)

- ・ 今の説明でよろしいでしょうか。

(伊藤部会長)

- ・ 条例の名称と定義について、ご意見はありませんか。

(魚住委員)

- ・ 条例の名称と定義が一緒になっているのが気になります。
- ・ 条例の名称は として、用語の定義を とする。条例の名称は最初の4行を書く。 の用語の定義は、例えば「条例に用いる用語の定義については」として、後は文章が入り、最後に「食・作物・食品の違いを明確にして欲しい」としてはどうかと思います。

(事務局)

- ・ 魚住委員のおっしゃったとおり、条例の名称は として、用語の定義を として整理するほうが分かりやすい。事務局としては、そのように整理できると思います。

(伊藤部会長)

- ・ 魚住委員の提案のとおり、条例の名称を 、用語の定義を に分ける。条例の名称は、ここに書いてある4行を使う。用語の定義については、魚住委員の説明にあう表現に変えるという提案でよろしいでしょうか。

(山田委員)

- ・ 魚住委員の提案でよろしいと思います。定義についてはいままで論議していませんでしたが、食にするか食品にするかをここで論議するのが分かりませんが、食と食品をきちんと定義すればよいと思います。

(伊藤部会長)

- ・ 食と食品の定義はつけられるでしょうか。

(事務局)

- ・ 当然、食品や頻繁にでる用語は定義する必要があり、定義すべきと考えています。

(伊藤部会長)

- ・ 「用語は定義」のところは、事務局に案を作ってもらうことにして、「条例に盛り込むべき事項」の9～13ページで、文章表現などでお気づきの点があったら、お願いします。

(小山委員)

- ・ 「3基本的施策(1)自主的活動の支援」の中に、「生産者に対して農薬等の適正使用…」とありますが、「農薬等」を「農薬・化学肥料等」としていただきたい。
- ・ また、自主的活動の支援の中の4つのカギ括弧に、「ちばエコ農業の認証制度の推進への支援」を加えて欲しい。

(事務局)

- ・ 事務局としては、それで結構だと思います。

(部会長)

- ・ 今の内容を書き加えると言うことで、他に意見はないでしょうか。

(大野委員)

- ・ 「ちばエコ農業」の他に、JASの認証も加えたほうがよいのでは。

(事務局)

- ・ JASは、国が扱う制度です。「自主的活動の支援」の中に記載されている事業の他にも、県では同様な支援事業があり書き加えることはできますが、ここには、あくまでも例としての記載をしています。

(西分委員)

- ・ これまで水産物について、全体構成で触れていないことに気がつきましたので、どのような支援ができるかは佐藤委員に伺ったほうがよいと思いますが、自主的活動の支援の中に水産物について記載した方がよいと思います。

(佐藤委員)

- ・ 生産者には、水産を行っている方も一緒に入っていると思っていました。

(伊藤部会長)

- ・ 生産には、農産物、畜産物、水産物も入りますよね。生産者の定義はされると思いますが、この生産者の部分に関する記載はどのようにしたらよいか。

(佐藤委員)

- ・ 農産物、畜産物のところに、水産物という言葉を入れて問題がなければ、水産物という言葉を入れていただきたい。

(伊藤部会長)

- ・ 入れる場所は、3つ目の「生産者に対する畜産物の衛生管理についての指導・支援」のところですか。

(事務局)

- ・ 畜水産物という言葉が分かりやすいと思います。
- ・ 生産は、農産物、畜産物、水産物があるので、「畜水産物の衛生管理についての指導・支援」という表現で整理できると思います。

(伊藤部会長)

- ・ 他に意見はありませんか。

(山田委員)

- ・ 「3基本的施策」のところですが、前ページの県の責務に、「総合的かつ計画的に施策を推進すること」とあります。これは基本的方針の中で策定されますが、具体的な施策として、自主的活動の支援、関係団体との協働、リスクコミュニケーションの3点になっていますが、基本的な計画の作成についての項目が必要ではないか。ここにある基本的施策だけでは、県は応援するだけで、県の施策が見えません。
- ・ 「4体制の充実強化」を前出しにし、これを含めて、「総合的計画的な県民の健康保護を最優先とした基本的施策を講じ推進します」というような記載を、基本的施策の中にいれていただきたいと思っています。

(伊藤部会長)

- ・ 「(3)県の責務、生産者、事業者の責務、消費者の役割」に「食品の安全・安心を確保するため、予防原則の考え方を取り入れ、法令に規定される責務のみならず、…」とあり、「(1)条例の目的」に、今おっしゃった「すべての県民の健康の保護のため、」とあります。

(山田委員)

- ・ そのことが、施策に見えてこない。県として一番大事な施策になるのではないかと思うので、基本的方針を策定し、基本的施策の中に、一項目を入れて欲しいと思います。

(事務局)

- ・ 基本方針のあとに、県の具体的な施策がつながるという構造になっています。

(事務局)

- ・ 委員の懸念は、基本的な理念や当事者の責務など縷々掲げているが、どのように基本方針に反映されるのかということかと思えます。
- ・ このような基本条例の場合は、条例の書き方として、基本方針を立てる具体的な条文の中には、「基本理念に則り」という文言が必ず入ります。それは、基本理念、関係者の責務を踏まえて、基本方針が策定されることを明らかにするものですので、もしそのような疑念であれば、条例の立て方の中で解消されるものと考えます。
- ・ 逆に申し上げれば、基本方針が基本理念を無視して作成されることはありえないと考えて差し支えないと考えます。

(丸山委員)

- ・ 山田委員の意見を私なりに若干補足しますと、今、事務局から説明があったとおり、県の食品安全行政はきちんと施策されていると思いますし、これまでに、千葉県では大きな食品事故もありませんでした。こうしたことについて、関係者が非常に努力されていますが、食品安全行政はなかなか地味な活動であって、消費者からは見えにくい面もあったと思います。
- ・ 例えば、「4体制の充実強化」の中に「(1)監視・指導及び検査体制の充実強化」ということでいいわけですが、基本的施策のところ、検査をさらに充実させていくというようなアピールが不足しているのではないかと。全体としては、すっきりまとまっていますし、いろいろな意見を盛り込んで努力の跡が伺えて評価していますが、県が行っていること、行おうとしていることをもう少し打ち出してもらっていいのではないかと。
- ・ 「(3)県の責務、生産者、事業者の責務、消費者の役割」と並列的に書いて、それぞれの役割はありますが、やはり、県の条例ですので、県のリーダーシップなり役割は他の生産者・事業者・消費者に比べ、特別な意味を持っていると思います。
- ・ 具体的な表現は申し上げられませんが、条例案の中では、県が果たしてこられた役割、これから条例を作って積極的に行っていくとする役割を、県民にアピールすることに配慮していただきたいと思います。

(伊藤部会長)

- ・ 2基本方針の策定、3基本的な施策の中には、基本理念の県の責務とかが含まれるということですが、山田委員は、「4体制の充実強化」に相当するような項目立てができないのかということだと思えます。

(事務局)

- ・ 「3基本的な施策」は、県が主体的に積極的に推進する施策です。「3基本的な施策」の「(1)自主的活動の支援」の前に、主体が分かるような文言を書かせていただきたい。

(伊藤部会長)

- ・ 急いで文案を作成するというわけにはいきませんが、基本的な施策の実施についての考え方とすとか、基本理念と共通するところもでてくるかもしれませんが、事務局で検討していただくことにします。

(伊藤部会長)

- ・ 他にお気づきのところはありませんでしょうか。

(小山委員)

- ・ BSE や鳥インフルエンザ問題などは、これまで取り上げられませんでした。これについては、「4体制の充実強化」の「・食品の安全・安心が損なわれる重大な事態が発生した場合、…」に含まれると思いますが、BSE が発生した千葉県として触れなくともよいのかという疑問があります。
- ・ これに伴う風評被害の影響が大きいと思いますので、これを防ぐために情報の交換の部分に盛り込めないのかと思います。
- ・ 輸入食品についても、トレーサビリティの強化などが盛り込めないでしょうか。

(事務局)

- ・ 「(1)監視・指導及び検査体制の充実強化」に「・食品の生産から消費までの各段階における監視、指導及び検査体制の充実強化を図ること」とありますが、BSE については、と畜場法に基づき、出荷前の全頭検査を行っています。
- ・ 鳥インフルエンザは、養鶏の関係であって、食品としては問題となっていません。食鳥の検査に関する法律があって、食鳥について検査を行っています。今のところ食品として問題がないとされています。風評被害については、県が正しい情報を迅速的確に提供し、消費者が正しい知識で合理的な判断をしていただくことを考えています。
- ・ 輸入食品については、流通の分野として、国内産の食品と同様に監視と検査を行っていることから「食品の生産から消費までの各段階における監視、指導及び検査体制の充実強化を図ること」の部分に該当します。

(伊藤部会長)

- ・ 「・遺伝子組み換え食品の監視・指導強化をすること」が入ったので、今のようなご意見が出てくるかなと思いますが、事務局の説明でご理解いただければ、文章はこのまま生かしたいと思いますが。
- ・ ありがとうございます。

(山田委員)

- ・ 「 施策に関する知事への提案」の中にある、施策に関する提案の記述の部分は、危害情報の申し出とかいう知事への申出制度とは意味が違うと思うので、知事への申出制度を明確な言葉で入れてもらえればと思います。

(伊藤部会長)

- ・ それは、一項目増やすということですか。

(山田委員)

- ・ はい。
- ・ 「意見や情報の交換の場を通じた施策の提案」となっていますが、知事への申出はもっと直接的であり、他県の条例では明確に記載されていて、この内容は、前回出した意見とは違っていると思っていますので、できれば入れていただきたい。

(部会長)

- ・ 例えば、入れる場所については。

(山田委員)

- ・ 知事への危害情報の申出制度がきちんとあったほうがよいと思っていますので、入れる場所は見えませんが。

(西分委員)

- ・ 「 施策に関する知事への提案」に、知事への申出制度を作るといような意味合いの文章を入れた方がよいと思います。
- ・ リスクコミュニケーションを充実させるためにも必要だと思います。これと対で、「提案に対する県の考え方を公表する」を、「知事の考え方を公表する」とことと明記したほうがよいと思います。

(伊藤部会長)

- ・ 県庁では、「提案」とか「申出」とかを区別していますか。

(事務局)

- ・ 知事と限定した表現にすると、教育委員会が含まれなくなるということがあります。
- ・ 提案に関する方法について検討しているが、申出について考えを整理する必要がある。

(伊藤部会長)

- ・ 「申出」と「提案」とは違うのでしょうか。

(事務局)

- ・ 言葉の使い方としては、厳密なかたちでの用法とは思いませんが、施策の提案は、具体的な施策を作ったうえで、その実行を申し出るとのニュアンスがあるかと思います。
- ・ 申出の場合は、その様な細かいことではなくて、雑ばくな意見の表明でも足りるかと思います。
- ・ 必ずしも厳密な扱いをしているわけではありませんが、このような印象があります。
- ・ ここでは、厳密な使い方をしているとは読めませんが、表現上の問題はいかようにも調整は出来ると思います。

(丸山委員)

- ・ 群馬県の条例の第17条に、施策の申出の項がありまして、ここに申出に関する具体的な要件が書かれていますが、端的に言うところのような中身を条例の中に入れて欲しいということです。
- ・ 当然、濫用防止の規定がありますが、このように制度として条例のなかに決められているということは、知事に対して、有権者としての意見を述べる制度的保障として必要ではないかということです。

(伊藤部会長)

- ・ 私たちは、条例に盛り込むべき項目を検討しているわけです。
- ・ 群馬県の例がでましたが、これはできあがった条例です。このような条例を報告書の中に、盛り込むべき事項としてあげればよろしいのではないのか。
- ・ 一つの案として、「施策に関する知事への提案」を申出に変え、この中でしている文章の提案を申出に変える。さらに、申出の手続きの項目を追加する。こういう提案ですが。

(山田委員)

- ・ 施策の提案は、リスクコミュニケーションの3番目として、これはこれできちんとして行って欲しい。
- ・ 施策の申出として、直接的な制度を、条例に盛り込むべき事項として入れて欲しい。

(伊藤部会長)

- ・ それでは、盛り込むべき事項に、山田委員の意見を加えることでよろしいでしょうか。

(事務局)

- ・ 食品の安全安心確保の施策に反映させるため、知事に対して施策に関する提案行うことができるという表現に変えられるのかと思います。
- ・ つまり、交換の場を通じてだけでなく、いつでも、知事に対してできるという意味です。

(事務局)

- ・ 意見募集の中に、知事への申し出についての意見がたくさんありました。
- ・ 直接知事への申し出であるというものを一つ付け加えるということによろしいでしょう

か。

(部会長)

- ・ 盛り込むべき事項を3つにする。追加する文章は事務局で検討していただく。

(魚住委員)

- ・ 「 情報の公開」の中の、「遺伝子組換え食品等に関する…」の食品をこれまでの議論を踏まえて「作物・食品」に変えてください。
- ・ 知事の附属機関と食品安全協議会との関係について、どのように考えているかを確認させてください。

(事務局)

- ・ 食品安全協議会は、現在、知事の附属機関ではありませんが、行政組織条例に盛り込んだ附属機関として設置することを考えています。

(伊藤部会長)

- ・ 13ページまでのところで、他に何かありませんか。
- ・ 13ページ以降、条例検討作業部会で出された意見、食の安全安心確保のための東葛地区タウンミーティング、北総地区タウンミーティング、千葉地区タウンミーティング、参考資料が付いています。
- ・ 皆さんの意見を直接反映して報告書の中に盛り込むという部分では、条例に盛り込むべき事項と別途、事務局案として用意して意見をいただいた「遺伝子組換え作物・食品」とになります。
- ・ 他に何か追加のご意見はありませんでしょうか。
- ・ ほとんどのところは、この場で文章を直ささせていただきました。ただ、「用語の定義」のところは、文章が固まっています。
- ・ 「 施策に関する知事への提案」の知事への申出は仮の文章としましたが、確認いただいています。
- ・ 協議が足りなかった遺伝子組換え作物・食品等のことを報告書の中に追加することは、まとまりました。
- ・ この後のことですが、方法として、もう一度開催するということと、何人かの人に任せていただいて、次回の部会は開かないとの案があります。
- ・ 開催するとすれば、日程がとれるかどうか、仮に開くとした場合の予定はどうか。

(事務局)

- ・ 次回開催するとした場合の予定ですが、事務局の案としては、10月19日午前となります。

(岡田委員)

- ・ 部会長、副部会長に一任します。

(伊藤部会長)

- ・ 部会長、副部会長は、その立場から確認しなければなりません、その他の委員で、自分で確かめたい方もいらっしゃるかもしれませんが、5時以降とかメール等で確認させていただきたいと思います。
- ・ まず次回の部会を開催するか、開催しないかですが、開催しなくとも、一部の方に任せるとの意見もありましたが。

(丸山委員)

- ・ 具体的に19日との提案がありましたが、参加できる方を確認して、参加できない方は任せるとの、事前に意見を言うのかどうかを、まず確認していただければよいのではないかと。

(部会長)

- ・ 19日に参加できる方を確認させていただきます。今5人です。
- ・ 5人にお任せいただくということで。

(丸山委員)

- ・ 参加できない方に、事前に報告書の最終案を送ることは可能でしょうか。

(事務局)

- ・ そうすべきだと考えています。

(丸山委員)

- ・ 参加できない方は、事務局に事前に意見を伝えることを前提にしての提案です。

(魚住委員)

- ・ 岡田委員の他の参加できない方は、本当にそれでよいのか、手続上、確認してもらいたい。

(小山委員)

- ・ 日程的にむりです。
- ・ 19日に最終案の変更はないですね。ないということであれば、欠席させていただきます。

(伊藤部会長)

- ・ 最終案の変更部分の確認をします。
- ・ 1ページの「食を取り巻く状況」は5ページの「(2)食品供給行程の監視指導等」と、「(3)食の安全・安心確保のためのリスクコミュニケーション」の文章の最後の部分が変わります。
- ・ 、については、変更はありません。
- ・ 8ページは、「条例の名称」と「用語の定義」を設ける。
- ・ 「条例に盛り込むべき事項」では、「3基本的施策」に(1)が追加され、番号は順送りとなります。現在の(1)の中の、2つ目と3つ目のカギ括弧の中の名称が変更されます。

- ・ カギ括弧の5つ目に「ちばエコ農産物の認証制度の推進への支援」を入れます。
- ・ 有機JASは入りません。
- ・ 12ページ「情報の公開」にある「・遺伝子組換え食品…」の食品を作物・食品に直す。
- ・ 「施策に関する知事への提案」の中に、仮りの表現ですが「・知事への申し出制度を作る」を追加する。
- ・ これでよろしいですか。表現上の文章の確認となります。

(事務局)

- ・ 6ページの「1関係者それぞれの責務や役割 にある畜産物」を畜水産物に訂正します。

(伊藤部会長)

- ・ 次回の部会を開催しないで、ここで合意されたことの文章表現については、19日に出席する方にお任せする。
- ・ 佐藤、田中、辻、大野、古明地、(岡田、小山委員は前段で表明)の各委員はお任せすることよろしいでしょうか。
- ・ 山田、丸山、西分、魚住、萩原副部会長は出席されます。

(事務局)

- ・ 文章表現の作業を、副部会長を中心に行うということよろしいでしょうか。
- ・ 従いまして、文書通知は出しません。
- ・ 傍聴したいとの希望があるようですので、正式な会議として開催させていただきたい。

(伊藤部会長)

- ・ 正式な会議として成り立つのでしょうか。

(事務局)

- ・ 作業部会の設置要綱には、出席人数の規定はありません。

(伊藤部会長)

- ・ 皆さんにおはかりしたい。

(小山委員)

- ・ 私達は、今日で最後と聞いています。
- ・ 傍聴する人がいるということは、次回開催されるということが、ここで開催を検討する前に分かっているということですか。

(事務局)

- ・ 今、傍聴人の方が出て行く時に、次回開催するのであれば、傍聴したいとの発言があったので、正式に開催するかどうかを確認させていただきたい。

(伊藤部会長)

- ・ 作業部会設置要綱の中では、会議の成立について書かれていないので、部会において、正式に開催するかどうか決めたらどうでしょうか。
- ・ 次回のお出席者も少ないし、新たな項目を追加するのではなく、直す部分を再確認して、文章表現をどうするかということですので、私は、正式でない方がよいと思います。
- ・ 傍聴人に返事をするのであれば、この部会において、次回は開催しないということに決める。

(岡田委員)

- ・ 部会長の意見に賛成です。

(伊藤部会長)

- ・ 岡田委員から、差し支えないとの意見をいただきましたが、次回のお出席者は、委員の半分以下になっているので、正式にするのはどうかと思います。
- ・ 文章表現であれば、正式な会議とは違うということを理解していただけるでしょう。
- ・ 正式に開催した方がよいと考える方は、いらっしゃいますか。
- ・ 次回、会議は開かないということにします。

(伊藤部会長)

- ・ これで、閉会とします。